

新市建設計画



平成27年3月変更 石岡市

目 次

【序論】	1
1. 合併の目的と必要性	1
2. 新市建設計画の策定方針	3
3. 本計画の策定手順	4
第1章 新市の概況	5
1. 二つのまちの現況	5
2. 新市の位置と地勢・交通条件	7
3. 主要指標の見通し	8
4. これまでのまちづくりの考え方	14
5. 住民の意向・要望	14
6. 新市の課題のとりまとめ	15
7. 新市の行政課題	16
第2章 新市のまちづくり基本方針	18
1. 基本理念	18
2. 基本政策	19
3. 土地利用の方向	22
第3章 新市のまちづくり具体像	23
【施策体系図】	23
1. 明日を拓くまちへ（都市基盤の整備）	24
2. 産業の輝くまちへ（産業の振興）	27
3. 安全で安心して暮らせるまちへ（安全な地域づくり）	30
4. 笑顔と元気のあるまちへ（保健・医療・福祉の充実）	33
5. 人を育むまちへ（教育・文化の充実）	37
6. 自然と調和するまちへ（環境共生・循環型社会の構築）	40
7. 協働で歩むまちへ（住民と行政との協働）	42
8. 効率的な行財政運営を目指して（行財政改革の推進）	44
第4章 新市における茨城県の推進事業	47
第5章 公共施設の統合整備	48
第6章 財政計画	49
1. 基本的な考え方	49
2. 歳入	49
3. 歳出	49
4. 歳入・歳出の見込額	51

1. 合併の目的と必要性

(1) 地方分権の進展と行財政運営の効率化

地方分権とは、住民に身近な行政の権限をできる限り地方自治体に移し、地域の創意工夫による行政運営を推進できるようにするための取り組みです。平成 12 年 4 月に地方分権一括法が施行されましたが、地方分権がいよいよ実行の段階を迎え、両市町においても、自らの判断と責任で地域の特性を十分に活かした主体的な地域づくりを進め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくことが必要となっています。

また、バブル経済崩壊後の長引く景気の低迷等を背景として、国・地方とも極めて厳しい財政状況にあります。国がいわゆる「三位一体の改革」として、国庫補助負担金・地方交付税の改革、税源移譲を含む税源配分の見直しを進めることとしたものの、国・地方自治体を取り巻く経済状況は依然として厳しく、先行き不透明な要素も多く残っています。

そのため、両市町においても今後厳しい財政状況が続くものと予想され、適切な行政サービスを提供していくためには、行政運営の効率性の一層の向上を図る必要が生じています。

現在両市町において行財政改革への取り組みが進められておりますが、従来の枠組みで対応できることには限界があります。このような状況に対応して、市町村合併によって一層の行財政基盤の充実強化や体制整備を図ることにより、地方分権の担い手となりうる新たな基礎自治体をつくることが可能となります。

(2) 多様化・高度化する住民ニーズへの対応

近年の行政サービスに対する住民のニーズは、情報化、国際化など社会経済情勢の変化に伴い多様化・高度化しており、両市町においても将来に向けた確な対応が求められています。

このような状況に対し、両市町の合併によって財政規模が拡大し、財政運営の弾力性が増すとともに、専任組織や専門職など人的資源の適切な配置に対応できるようになり、住民のニーズへの対応力を強化することが可能となります。

(3) 少子高齢化とコミュニティづくり

わが国の年少人口（0～14 歳）の割合は、国立社会保障・人口問題研究所の日本の全国将来推計人口（中位推計）によれば、平成 12 年の 14.6%から平成 33 年には 11.6%に減少し、高齢者人口（65 歳以上）の割合は 17.4%から 29.4%に増加する見込みとなっています。高齢化率（平成 22 年国勢調査）は、石岡市は 25.5%となっており、今後急速に少子高齢化が進展する可能性が高くなっています。

このまま人口減少と高齢者人口の増加が同時に進めば、総体的に地域活力の低下をもたらすだけでなく、保健・医療、福祉関係をはじめとする行政需要の大幅な増加をもたらす、従来の市町の枠組みにおいては行政サービスの提供に少なからず困難が生じることが予想され、このような事態に対応するため、より効率的な運営や手法が求められています。

また、今後予想される少子高齢化社会においては、地方自治本来の「住民自治」に立ち返り、地域社会における住民のパワーを活かした自発的な取り組みが必要となります。そのためには、行政区域の拡大によって、生涯学習やボランティア、NPOなど住民活動のネットワークが拡大し、地域課題の解決に向けて住民が主体的に対応できるコミュニティづくりを進めていくことが必要となります。

(4) 生活圏の拡大に対応する都市整備

交通手段・情報通信技術の発達などに伴い、住民の日常生活圏は市町村の区域を越えて拡大しています。こうした日常生活圏の拡大に伴い、住民の利便性や多様性を高めるため、広域的な交通体系の整備、公共施設の一体的な整備や相互利用など広域的な視点に立ったまちづくりを求めるニーズが高まっています。

石岡市と八郷町は生活圏域の重なりが見られ、「食料品など日用品の買物」、「電化製品、家具などの買物」、「レストランなどでの食事」、「専門的な医療機関」などの日常生活や「常陸風土記の丘」、「茨城県フラワーパーク」や「やさと温泉ゆりの郷」など観光資源を活用した交流など両市町の関わりは高くなっています。

さらに、安全で安心できる地域社会の構築に向け、大規模な災害などに対応できるよう広域的な防災体制を構築する必要があります。

このような状況に対し、両市町の合併は、住民の日常生活圏の拡大に対応した都市整備を進め、生活の実態に即した、より効果的なまちづくりを行うことが求められています。

2. 新市建設計画の策定方針

「市町村の合併の特例に関する法律」により、合併協議会において作成することとされている市町村建設計画（新市建設計画）については、次のような策定方針で臨む。

1 計画の目的

本計画は、石岡市及び八郷町の合併後の新市建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、両市町の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、地域の均衡ある発展に資するよう策定する。

2 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを進めていくための基本方針と、それを実現するための主要施策、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画を中心として構成する。

3 計画の期間

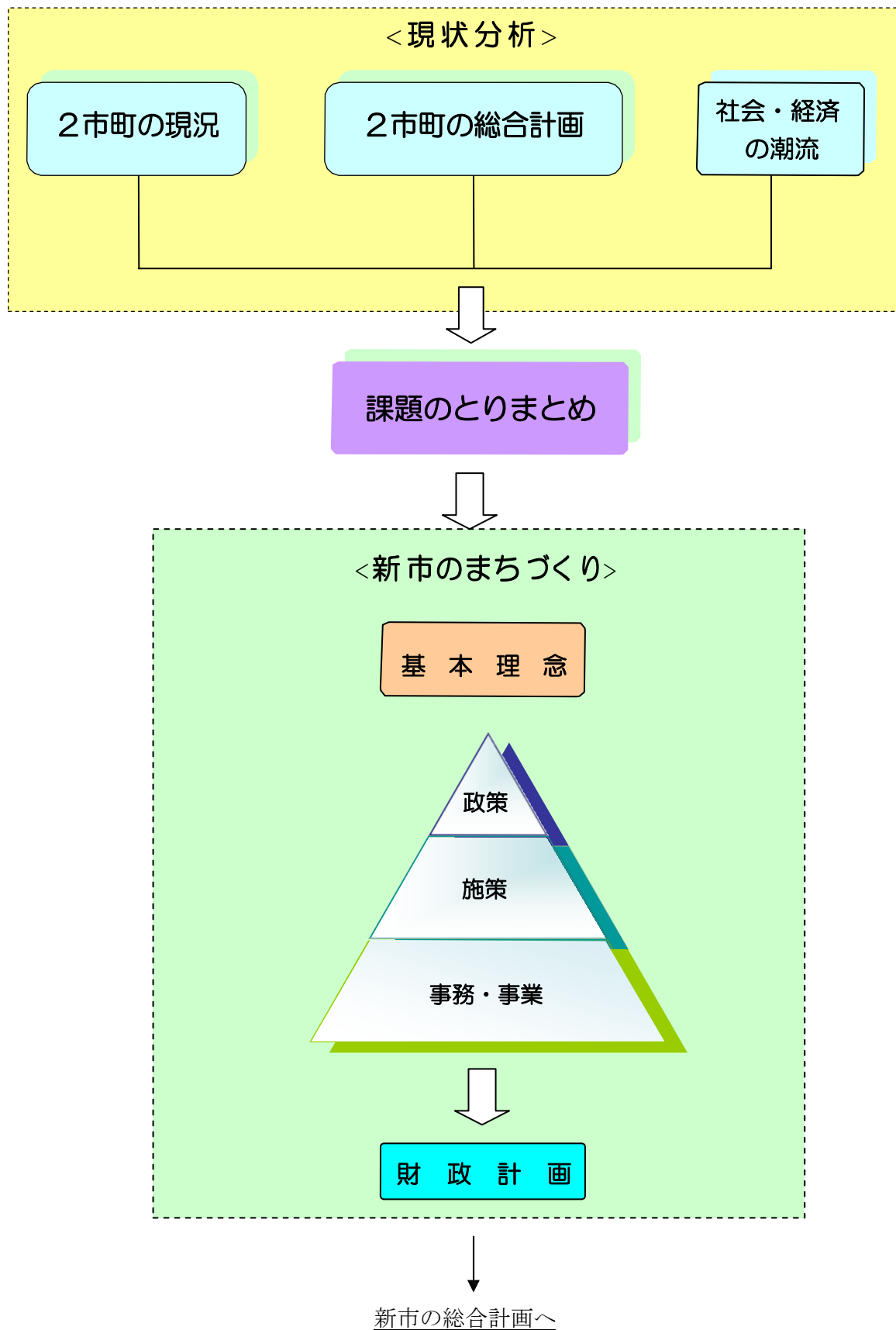
本計画の期間は、合併の年度及びそれに続く20ヵ年度とする。

4 計画策定の方針

- (1) 本計画の基本方針を定めるにあたっては、将来を展望した長期的視野に立つものとする。
- (2) まちづくりの最上位計画である両市町の総合計画とその方向性を十分に尊重し、両市町を一体的な地域とみて、新市をともに築いていく計画とする。
なお、新市の総合計画策定時には、本計画を尊重し、その趣旨・内容を配慮した形で審議するものとする。
- (3) 本計画には、新市の建設の根幹となるべき主要事業を掲載するものとする。
- (4) 公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域バランス、さらに財政事情を考慮して策定する。
- (5) 財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定する。
- (6) 計画策定以降の社会経済情勢や財政状況等の変化により、新市建設計画の変更の必要性が生じた場合には、新市において本計画を変更するものとする。

3. 本計画の策定手順

策定手順は、現状分析と課題のとりまとめ、新市のまちづくりの3つのプロセスに分かれています。



第 1 章 新市の概況

1. 二つのまちの現況



石岡市

石岡市は、昭和 28 年高浜町を編入、翌 29 年には市制を施行し、同年三村と関川村とを編入して現在の市域となりました。

奈良時代には国府が置かれ、国分寺・国分尼寺が建立されるなど、常陸国の政治・文化の中心地として栄えました。また、「茨城」の地名の発祥地ともいわれています。このほか、舟塚山古墳や陣屋門など、古代から近世にかけての遺産を誇る「歴史のまち」です。さらに、関東三大祭の一つ「石岡のおまつり」も有名です。市では、このような歴史・文化を活かしたまちづくりを進めていて、「常陸風土記の丘」などの整備に力を入れています。

良質の水と米に恵まれ古くから酒造業が盛んでしたが、近年では、柏原工業団地に代表されるように、首都圏への交通アクセスのよさを活かした産業が拡大しています。また、商業・サービス業については、近隣町村からも誘客しており、県中央部の要となっていますが、一層の活気をめざして、「中心市街地活性化プラン」の推進や、県内 2 番目となる TMO（まちづくり機関）の指定を受け、事業展開を図っています。

市では市民参画が進んでいて、NPOなどの市民団体によるまちづくりを支援しています。また、市民の交流拠点として「まちかど情報センター」が活用されています。さらに環境への配慮や行財政改革への取り組みも積極的で、ISO14001※を認証取得したほか、行政評価や条件付一般競争入札制度などを導入しています。

ISO14001 ※ 環境マネジメントシステム規格。原料の調達、消費、リサイクルなど、行政機構等のあらゆる面で環境への影響を評価・点検し、改善を進めるための指針。

【石岡のおまつり】



【常陸風土記の丘】





八郷町（新治郡）

八郷町は、昭和 30 年、1 町 7 カ村の計 8 つの町村が合併してできた町で、町名の由来もそこから来ています。

面積は 150 k m²を超え、その広大で肥沃な土地を利用した農業は、水稲のほか、梨・柿・ブドウ・ミカン・イチゴなど果樹生産が盛んで、生産地帯を縦断する道路は「フルーツライン」と称されています。

水郷筑波国定公園・吾国愛宕県立自然公園に指定された豊かな自然環境と田園環境の中で、自然・人々とのふれあいと農林業を体験するグリーン・ツーリズムが楽しまれています。

また、「茨城県フラワーパーク」や「やさし温泉ゆりの郷」、歴史文化遺産などの観光資源も多く、果物狩りとともに観光客の「やすらぎの郷」を目指しています。さらに、筑波山周辺は、良好な風の流れに恵まれ、ハンググライダーやパラグライダーなど、国内屈指のスカイスポーツのメッカとして注目されていて、平成 15 年 3 月には、パラグライダーのワールドカップが開催されました。このように、豊かな自然と農林業・レジャーを組み合わせ合わせた通年型の観光地づくりに取り組んでいます。

最近では、自然・田園景観を活用したドラマ等の撮影誘致（フィルム・コミッション）にも力を入れています。また、町全体を博物館に見立てた「エコ・ミュージアム（地域まると博物館）」が検討されています。

【茨城県フラワーパーク】



【峰寺山西光院】



2. 新市の位置と地勢・交通条件

【新市及び周辺図】

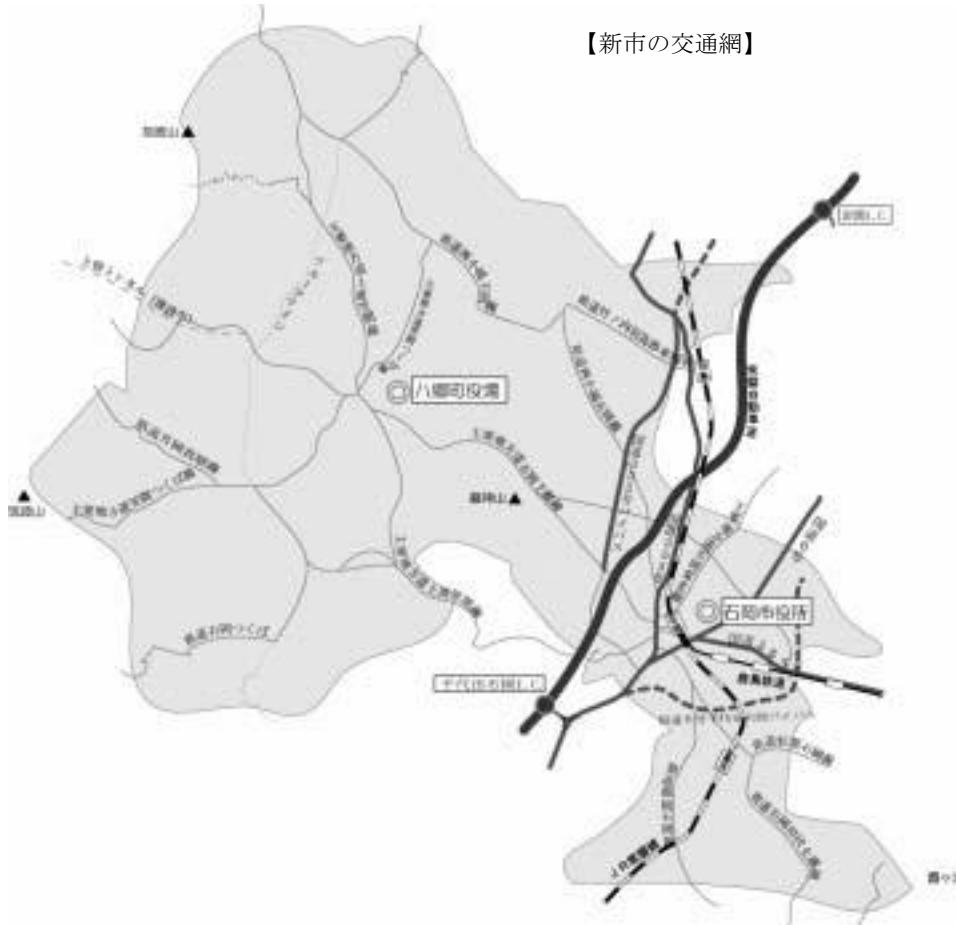


・位置と地勢

新市は、都心から北東へ約 70km、茨城県のほぼ中央部に位置します。

面積は、215.62k㎡と県内でも有数の広さを誇っています。新市の大半は関東平野特有の平坦な地形となっています。一方、西部から北部にかけては、筑波山系が連なり、そこから市街地へ向けてなだらかな丘陵地が広がっています。そして、恋瀬川が注ぐ東南部には、日本第二の湖、霞ヶ浦が水を湛えています。

【新市の交通網】



・交通条件

首都圏から東北地方を結ぶ常磐自動車道・国道6号・JR常磐線が、新市を南北に貫いています。この交通条件の良さが、住民生活はもちろん、企業誘致やビジネス立地上優位となっています。

また、平成17年のつくばエクスプレス開通、平成22年の茨城空港開港など、新市の交通条件をいっそう向上させるプロジェクトも進んでいます。

3. 主要指標の見通し

(1) 人口

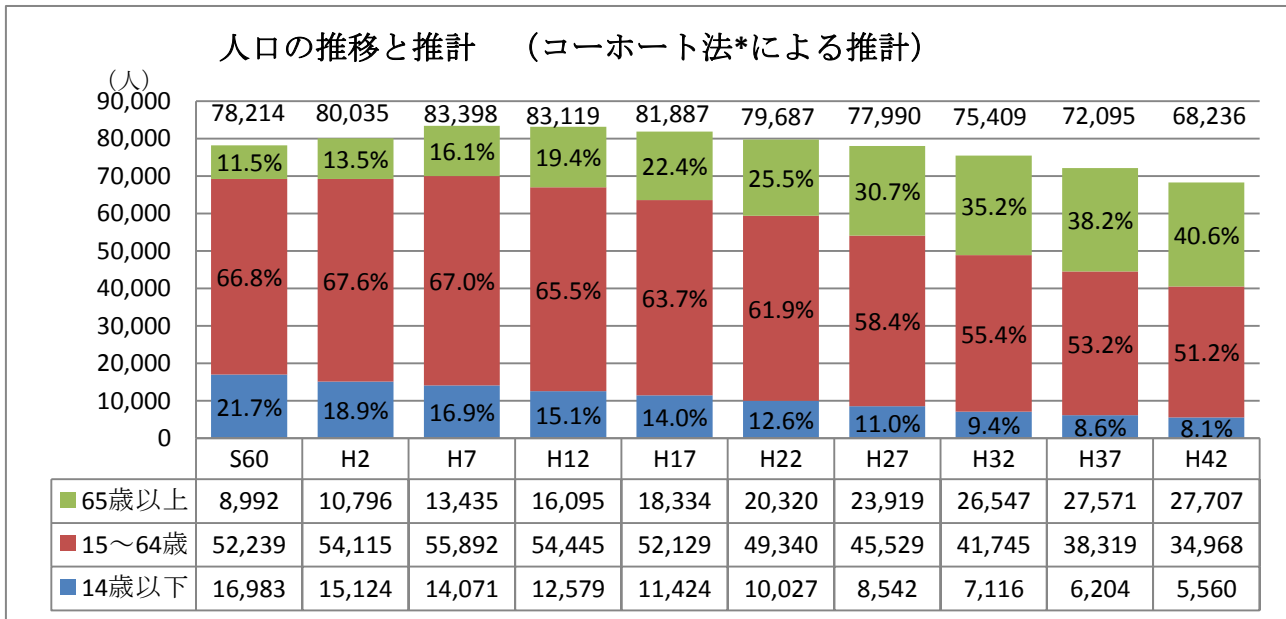
・人口推計

産業経済の発展や首都圏域の拡大に伴うベッドタウン化などにより、新市域の人口は、戦後一貫して伸びてきましたが、平成 7 年（1995 年）ごろ 83,398 人とピークとなり、平成 37 年（2025 年）ごろ 72,095 人と平成 17 年（2005 年）ごろに比べ約 1 万人減少するなど、今後も人口の減少が続いていくことが予測されます。

・人口構造

新市では今後、県平均とほぼ同じ程度に、少子高齢化が進むと推定されます。すでに、平成 12 年時点で、年少者人口 15.1%（0～14 歳）と高齢者人口 19.4%（65 歳以上）の割合が逆転しました。今後少子化と高齢化が同時に進み、平成 37 年（2025 年）には、年少者人口が 8.6%に低下すると推計されます。これに対して、高齢者人口は 38.2%に高まると予想されます。

また、高齢化率の大幅な上昇によって、生産年齢人口（15～64 歳）も平成 12 年の 65.5% から平成 37 年には 53.2%へと 12.3 ポイント低下するとみられ、新市の経済や福祉政策等に影響を与えそうです。



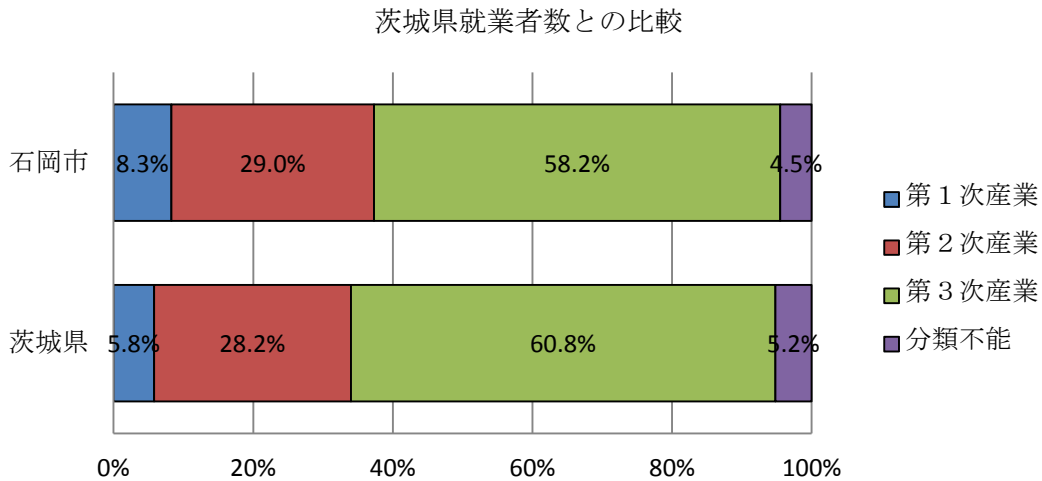
[資料:各年国勢調査(平成 27 年以降は推計値)]

*「コーホート」とは、ある特定の人口集団（例：20～24 歳の男性）を意味し、時間的変化を基に将来人口を推計する方法です。

(2) 産業構造

・産業別就業者数

平成 22 年の国勢調査によると、新市の就業人口は 37,810 人となっており、平成 12 年に比べると 3,543 人 (8.6%) 減少しています。産業別割合では第 1 次産業 8.3%、第 2 次産業 29.0%、第 3 次産業 58.2%となっており、茨城県全体と比較すると、第 1 次産業がやや多く、第 3 次産業がやや少なくなっています。



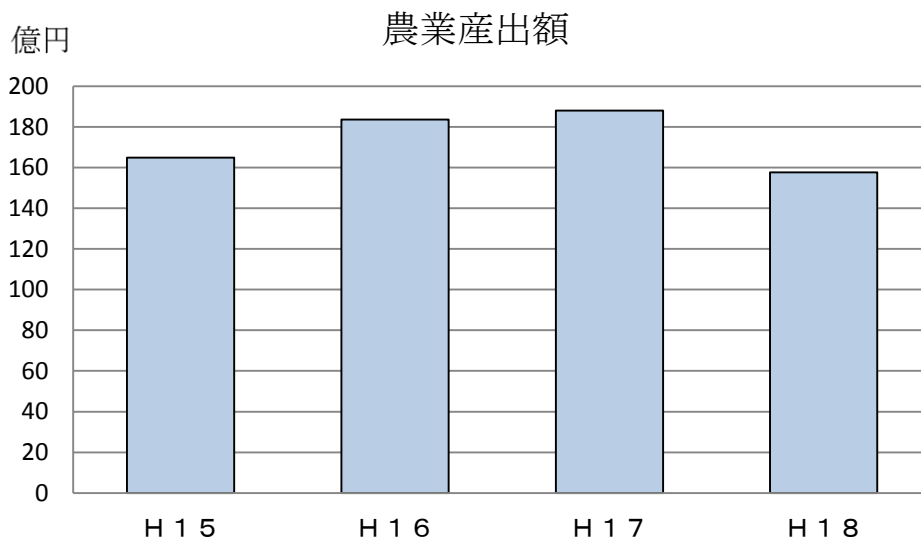
[資料：平成 22 年国勢調査]

・農業

新市は、肥沃な優良農地と高い技術及び大都市近郊という優位性を活かし、米、野菜、果物など、幅広い農業生産が行われています。

また、畜産業は養豚、酪農、養鶏を中心に盛んで、県内でも有数の産地となっています。

林業は、雄大に広がる森林の保全、森林生産力の増進が図られています。

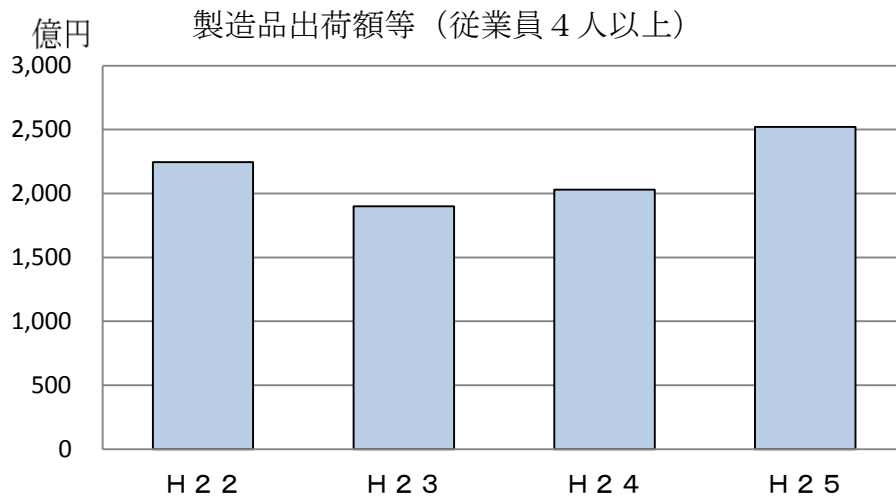


[資料：生産農業所得統計]

・製造業

新市には、酒造りや農産物などの地場産業に加えて、工業団地等への企業進出なども盛んで、製造業は地域産業の一つの核となっています。

近年は、企業による製造拠点の海外移転や景気の悪化などの影響を受け、製造品出荷額は減少傾向にありましたが、平成 25 年はやや持ち直し、約 2,520 億円となっています。



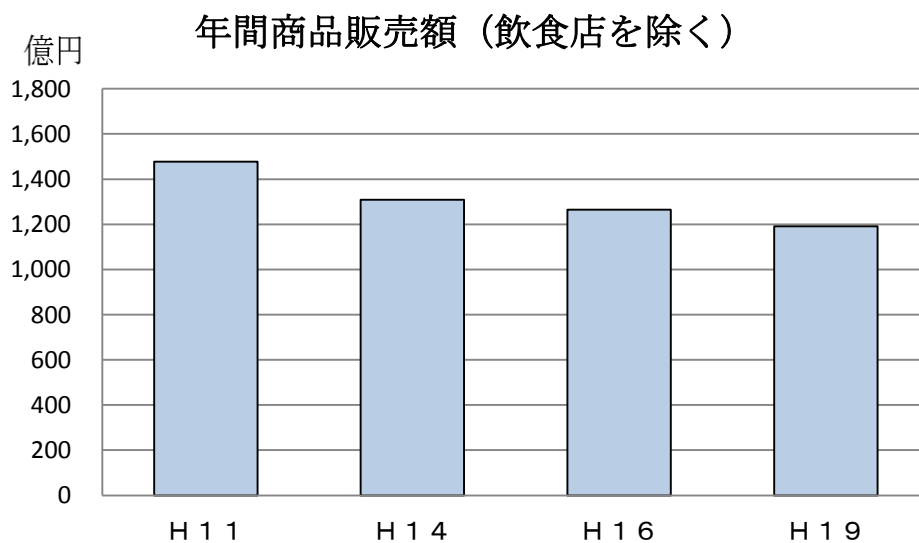
[資料：工業統計調査、平成 23 年は経済センサス—活動調査]

(注) 平成 25 年は速報値

・商業

新市は、十分な購買力に恵まれつつも、全国的な消費の冷え込みや近隣商業施設への購買行動などもあり、地域内での商業販売額が減少傾向となっています。

平成 11 年に 1,477 億円あった年間商品販売額は、平成 19 年には 1,191 億円となり、8 年間で約 19.4%減少しています。



[資料：商業統計調査]

・観光

新市は、豊かな自然や歴史遺産などの観光資源に恵まれています。平成 25 年には、茨城県フラワーパーク 18 万人、常陸風土記の丘 13 万人など、多くの観光客が訪れています。合併により、これらの観光地・施設をネットワークすることにより、より一層集客力が高まると予想されます。

また、筑波山系におけるグリーン・ツーリズムやスカイスポーツ、霞ヶ浦でのマリンスポーツ、地域資源を活かした拠点づくりなど、新たな展開も期待されます。

観光施設等への来場数（平成 25 年度）

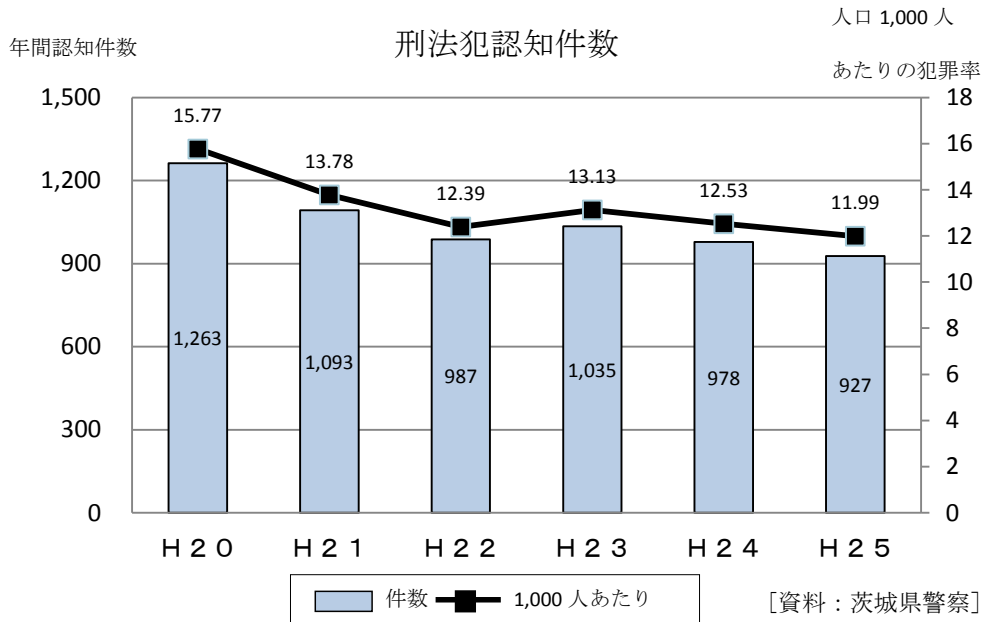
単位：千人

施設名等	来場者数
常陸風土記の丘	132
石岡のおまつり	370
茨城県フラワーパーク	177
やさと温泉「ゆりの郷」	197

(3) 安全・安心

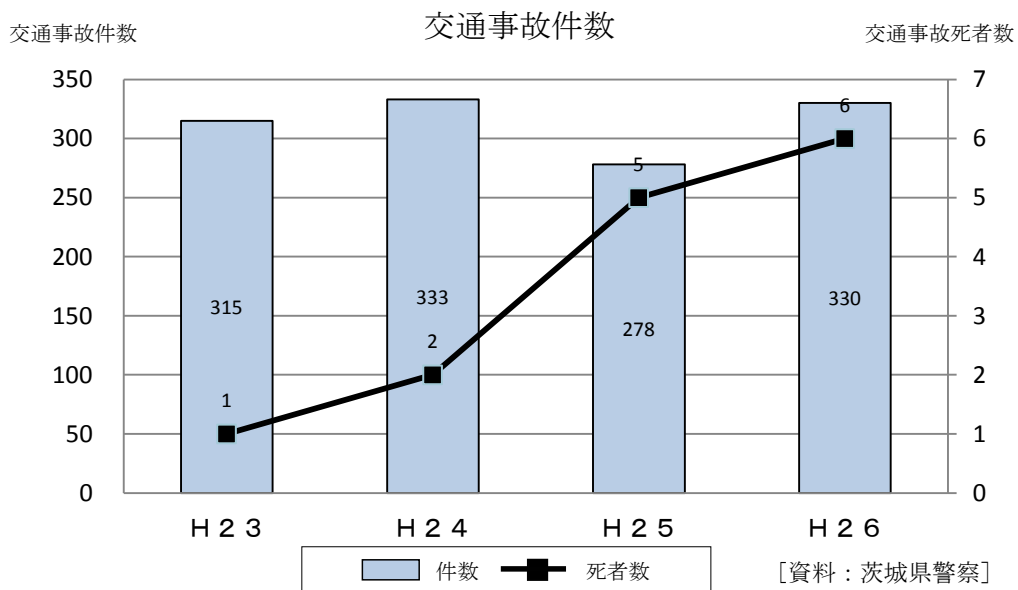
・ 刑法犯認知件数

石岡市における犯罪は減少傾向にあります。平成 25 年における管内刑法犯認知件数は 927 件、人口 1,000 人当たりの犯罪率は 11.99 件と、平成 20 年の 15.77 件と比較して、24%減少しています。



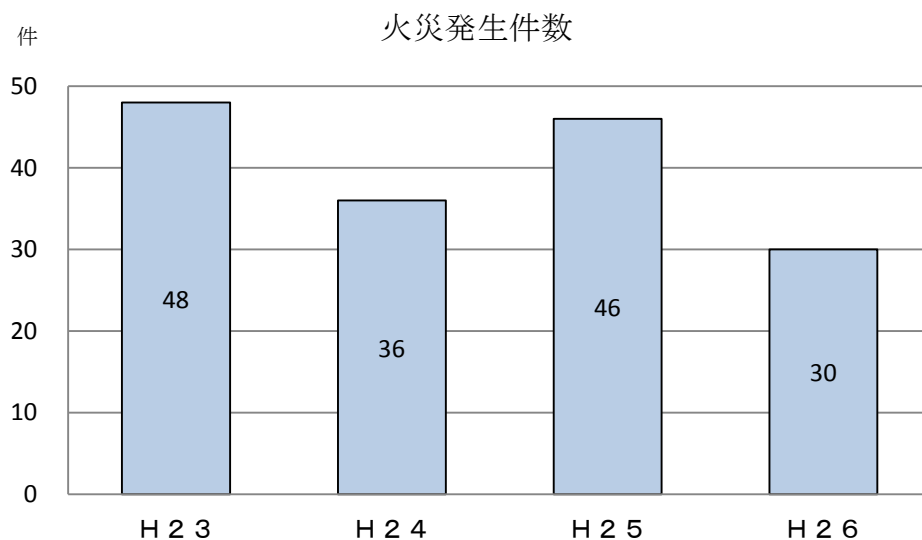
・ 交通事故件数

石岡市における交通事故については、交通事故件数は横這いですが、交通事故死者数は年々増加しています。



・火災発生件数

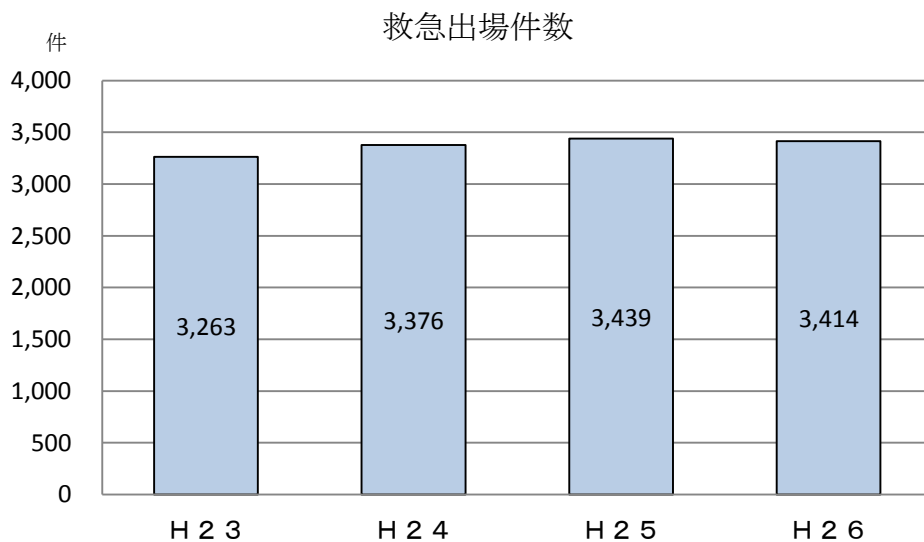
火災発生件数は、ここ数年減少傾向を示しており、平成 26 年には 30 件となりました。行政・地域を挙げての防火活動が求められます。



[資料：石岡市事務に関する説明書]

・救急出場件数

救急出場件数は、年間 3,000 件を超え、増加傾向にあります。一刻も早い救急活動が求められます。



[資料：石岡市事務に関する説明書]

4. これまでのまちづくりの考え方

(石岡市・八郷町総合計画より)

	石岡市	八郷町
基本理念	<p>“人が輝き歴史の息づくまち”</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人を尊重するまちづくり ・市民と行政のパートナーシップ ・石岡の個性を高める 	<p>“すこやかにひとが暮らすまち”</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然と都市が調和するまちづくり ・明るく健康に暮らせるまちづくり ・豊かに暮らせるまちづくり ・ともにつくるまちづくり
将来都市像	<ul style="list-style-type: none"> ・人が育つまち ・人が集うまち ・人がほほえむまち ・人が安らぐまち ・人が行き交うまち 	<ul style="list-style-type: none"> ・快適で住みよい調和のとれたまち ・安全でゆとりある環境のあるまち ・次世代を担う人を育むまち ・誰もが安心して暮らせるまち ・地域産業の連携と交流により活力を生むまち ・ともにつくるまち
重点プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の推進 ・市民参加の推進 ・地域コミュニティの充実 ・地域連携の推進 ・文化財マスタープランの活用 ・舟塚山周辺環境整備 ・常陸国分尼寺跡環境整備 ・常陸国衙跡環境整備 ・博物館の建設 ・歴史のみちづくり ・中心市街地活性化の推進 ・神栄跡地の活用 ・国道 6 号バイパスの整備促進 ・国道 355 号バイパスの整備促進 ・広域市町村間連絡道路の整備促進 	<p>「まちまるごと博物館～エコミュージアム構想」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコミュージアムセンターの整備 ・花と緑の観光レクリエーション拠点の充実 ・健康レクリエーション拠点の拡充 ・芸術の森ゾーンの形成 ・森林レクリエーション拠点の充実 ・田園居住促進ゾーンの形成 ・畜産振興・ふれあい拠点の整備 ・健康と歴史の丘の整備 ・広域交通及び町内環状道路の形成 ・幹線道路の整備

5. 住民の意向・要望

本計画は、「住民と行政の協働」を基本方針として掲げています。住民の考えを計画に反映するため、これまで石岡市・八郷町では、総合計画策定時における住民アンケートのほか、住民懇談会など、さまざまな機会や手段を用いて、住民の意向や要望など住民の声を集約してきました。

6. 新市の課題のとりまとめ

これまでみてきた新市を取りまくさまざまな条件（社会・経済潮流）、2市町の現況や重点プロジェクト、住民の意見・要望等を踏まえると、新市の課題は次のように整理することができます。

社会・経済の潮流

- ・ 少子高齢化の進行
- ・ 生活圏の拡大
- ・ 地方分権の進展
- ・ 厳しい財政状況

二市町の現況

- ・ 優位な交通条件
- ・ 人口は減少へ。少子高齢化が進行
- ・ 県内有数の農業生産
- ・ 期待される観光産業
- ・ 揺らぐ治安への信頼

住民の意向・要望

- <新市の誇り>
- ・ 自然に恵まれたまち
- ・ 盛んな農林業
- ・ 静かな住環境
- ・ 定着した住民参画
- ・ 豊富な歴史・文化資源
- <新市に期待すること>
- ・ 保健・医療・福祉の充実と連携
- ・ 行財政改革の推進
- ・ 産業振興
- ・ 環境・文化の都市づくり

二市町の重点プロジェクト

- ・ 地域福祉の充実・連携
- ・ 自然環境の保全と活用
- ・ 教育・学習環境の向上
- ・ 地域情報化の推進
- ・ 行政への住民参画
- ・ 観光・レクリエーションの振興
- ・ 道路交通網の整備
- ・ 歴史・文化の伝承と活用
- ・ 広域ネットワークの推進

新市の課題

7. 新市の行政課題

新市の一体化

新市は合併により成立します。旧市町は、それぞれの地域特性や住民の意向などによって異なるまちづくりを進めてきたため、生活基盤のさまざまな面で違いが生じています。新市の最優先課題として、地域の均衡ある発展及び地域の一体化のための社会資本整備が大切です。

特に、地域の幹線道路整備が遅れており、住民生活に不便を強いられています。企業立地等の条件としても不利となるため、国や県と連携しながら早急な整備が必要です。新市の一体化には、地域内の連携軸となる道路の新設・改良等が不可欠です。

また、地域活力の伸び悩みの大きな要因ともいわれる市街地や駅周辺の整備が切望されているとともに、新市の住民が一体感を醸成するための CI*やイベントなどのソフト的な施策・事業等も求められます。

CI*市の統一的イメージ戦略のこと

新市の持続的な発展のために**1. 都市基盤の整備**

新市が永続的に発展していくためには、産業や生活を支える都市基盤を整備することが大切です。道路、下水道、各種公共施設など、新市にふさわしい都市基盤づくりが求められます。

2. 産業の振興

地域産業に活力がなければ、いずれ人も物もお金も流出していきます。農業や製造業などの既存産業を、規模・人材とも拡充していくことや、観光など期待される新産業の育成に努力していくことが望まれます。

3. 安全な地域づくり

近年の犯罪や交通事故の増加によって、住民が安心して暮らせる社会づくりが求められています。行政・警察及び地域コミュニティの連携によって、住民の安全を守っていくことが重要です。

生活の質の向上のために

1. 保健・医療・福祉の充実

今後高齢化が急激に進展することが予想され、介護や健康づくりのための人材、施設、サービスなどが要請されます。

また、障害者や高齢者などが、気軽に外出し利用できるよう、歩道や建物のバリアフリー化を進める必要があります。

2. 教育・文化の充実

地域が持続的に発展するためには、人材育成がきわめて重要です。地域に生まれ育った子どもたちの郷土愛を育みつつ、幼稚園・小中学校で質の高い教育を提供しなければなりません。

また、この時期に情操教育・道徳教育などに力を入れ、青少年を健全に育成することが求められます。

一方、住民の自己実現サポートのため、生涯学習メニューの充実・質の向上が今後ますます重要となってきます。

3. 環境共生・循環型社会の構築

新市は、県内でも有数の自然環境に恵まれた地域です。これは過去からの遺産として未来へ継承していくことが大事です。同時に、自然と共生していくことで自然も人も永らえるように努めていかなければなりません。

また、家庭や農林業から発生する廃棄物を資源として活用する循環型社会を構築すること、さらには太陽光・熱やバイオマスを利用した新エネルギーの創出・活用を図るなど、環境負荷の少ない生活スタイルへの転換が今後の課題です。

自己決定・自己責任型の行政運営のために

1. 住民と行政との協働

市町村合併の背景は、端的に言えば地方分権への対応であり、自治体は自己決定・自己責任の行財政運営を求められています。

そのため、行政計画の立案・執行・管理・評価において、従来以上に住民が参画し、行政と協働していくことが大切です。

2. 行財政改革の推進

合併目的の第一は、スケールメリットの追求であり、両市町で重複していた業務や人員を削減し、効率化を進めていくことにあります。

また、可能な限り民間委託や電子化を進め、コスト削減とサービス向上を同時に目指していく必要があります。

第2章 新市のまちづくり基本方針

1. 基本理念

基本理念とは、新市のまちづくりにあたって基本となる考え方であり、全ての政策の実現のための総合目標です。

新市の特性や住民の意向をもとに、本計画の基本理念を次のように定めます。

<基本理念>

活力と生きがいに満ちた協働によるまちづくり

— 自然と歴史・文化が融合した中核都市 —

<基本理念の目指すもの>

合併する二つのまちは、伝統的に自治会やお祭りなど、地域活動が盛んなところでした。その住民の自主性や協調性は近年行政面にも及んでおり、住民と行政の協働がいたるところでみられるようになっていきます。合併によって誕生する新市においては、地方分権の流れも踏まえ、今まで以上に住民と行政が協働を深めていくことが、合併の効果を高める条件となります。

一方、この地域は古くから茨城県有数の政治・経済・文化の拠点でした。

合併を機に、農業をはじめ、商工業・観光などの産業振興により、地域活力の向上を図っていきます。

また、少子高齢化社会を迎えて、赤ちゃんからお年寄りまで、さらに障害のある人や外国人など、誰もが安心して生きがいに満ちて暮らせるまちづくりを進めます。

今後は、自然や歴史・文化といった地域資源を有機的に結合させるとともに、交通機関や情報網の発達により、人や物の交流が盛んな中核都市を目指します。

2. 基本政策

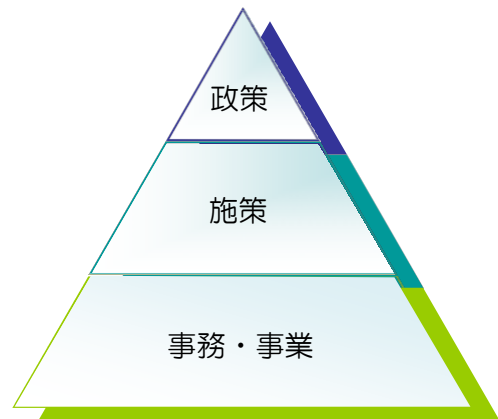
政策・施策・事務・事業

自治体の行政計画は通常3段階のピラミッド構造で表されます。

最も大きな括りを「政策」と呼び、大局的な見地から新市が目指すべき方向や目的を示します。

政策を達成するための方策が「施策」、施策目的を達成するための具体的な手段（最も住民に身近な業務）を「事務・事業」と呼びます。

本計画では、政策について概観した後、施策及び事務・事業の主なものを掲げます。



政策推進の基本指針

・住民の一体化と地域特性の尊重

市町村合併の効果は、行政サービスに対する住民の満足度によって計ることができます。その住民の満足度を高めるには、これまで別々だった自治体の枠を越えた住民の一体化が最も重要です。各政策の推進にあたっては、まず住民の一体性確保を優先して取り組みます。

一方、それぞれの地域は、独自の歴史や文化を築き上げてきました。合併しても、これらの地域特性を尊重し、引き継いでいくことが大切です。地域ごとの特長を生かし合い、調和させていくことによって、新市の一体化と新市全体の持続的発展を目指していきます。

・最大の投資効果

合併特例債等の財政支援があるとはいえ、地方交付税等の削減など新市の財政は厳しい状況が続く見通しです。限られた財源の中で、最大限の効果を生む手段・手法を採用します。

・住民と行政との協働

新市においては、これまでの住民参加・参画をさらに進めて、計画行政のすべての段階（調査、計画策定、実施、評価、見直し）において住民が協働して行うようなしくみをつくりまします。

八つの基本政策

1. 明日を拓くまちへ（都市基盤の整備）

市民生活や産業活動の基本である道路や交通機関、住宅、下水道など、社会資本の整備を進めます。

また、新市の公共施設や商業施設などを快適に利用できる地域内連絡道路や公共交通の整備などにより、高齢者や移動制約者をはじめ住民の利便性を図っていきます。

2. 産業の輝くまちへ（産業の振興）

・第1次産業の振興

米、野菜、果樹のほか、畜産、林業など、バランスの良い生産基盤を活かした第1次産業の振興に努めます。

・商工業の活性化

商業・商店街を活性化するとともに、企業誘致など工業振興を図ります。

・地域産業としての観光産業の育成

地域の多様で魅力的な観光資源を有機的に連携させて、観光を新たな産業として育てていきます。

3. 安全で安心して暮せるまちへ（安全な地域づくり）

警察との連携はもとより、防犯灯などの設置や地域ぐるみの防犯活動などにより、犯罪を未然に防止するよう努めます。

また、危険箇所・危険建造物などの改修を進め、自然災害による被害を最小限に止めるよう備えます。

4. 笑顔と元気のあるまちへ（保健・医療・福祉の充実）

赤ちゃんからお年寄りまで、地域の中で安心して暮らせるよう、市内に十分なサービス提供体制を整えます。

また、保健・医療・福祉各分野の施設及びサービスの連携を深めます。

特に、住民の要望が強い医療については、各医療機関の連携強化など、早急に体制づくりを進めます。進む高齢化社会に対応して、介護や介護予防の施設整備のほか、保健・福祉のサービスを充実していきます。さらに、少子化対策として、子育てのしやすい環境づくりに努めます。

八つの基本政策

5. 人を育むまちへ（教育・文化の充実）

・学校教育環境の充実

教育内容の充実に努めるとともに、学校教育の多様化と質的な向上を図るため学校施設の整備を進めます。

・生涯学習・社会教育の充実

子どもから高齢者にいたるまで、地域で生きがいのある生活が送れるよう、生涯学習・生涯スポーツの充実に努めます。

また、青少年の健全育成など社会教育の充実に努めます。

・芸術・文化のまちづくり

市内の歴史的遺産や伝統芸能を継承するとともに、芸術・文化に親しむまちづくりを行います。

また、人材活用により、芸術をまちづくりに生かします。

6. 自然と調和するまちへ（環境共生・循環型社会の構築）

・自然の保全・活用

自然環境を守るとともに、人と自然が共生する社会を目指します。

・循環型社会の構築

生ごみの堆肥化や畜産廃棄物の厩肥化による循環型農業や、ごみの減量・再利用・再生利用など、資源の地域内循環を進めます。また、太陽光・熱やバイオマスなどの自然エネルギーを創造・活用して、環境負荷の少ない生活を促進します。

7. 協働で歩むまちへ（住民と行政との協働）

各地域でこれまで行ってきた住民参加のまちづくりをさらに進めて、住民が主役となるまちづくりを行います。

8. 効率的な行財政運営を目指して（行財政改革の推進）

厳しい財政状況の中、多様化する住民の行政ニーズに応えられるよう、継続的に行財政改革を進めていきます。

3. 土地利用の方向

新市の土地利用は、都市基盤の整備と自然環境とのバランスを考慮して描いていかなければなりません。基本理念の実現に向け、土地利用を以下の五つに区分し、適正な誘導に努めます。

なお、本計画の土地利用構想では、基本的な方針のみを示し、詳細な土地利用の設定については、新市において住民参画のもと策定される都市計画マスタープランなどに委ねます。

・ **住宅地エリア**

住民が生活を営む最も基礎となるところです。さまざまなライフスタイルに応じた住宅環境の整備を進めます。

・ **市街地エリア**

都市的機能の集積を高め、人々の賑わいと交流の拠点として整備を進めます。住民の生活利便性、快適性を高め、新市の生活環境の向上を目指します。

・ **農業エリア**

優良な農用地の保全と活用を推進します。また、首都圏としての立地条件を生かすとともに、ブランド化によって地元農産物の付加価値を高めます。

また、美しい農村景観の保全にも努めます。

・ **工業エリア**

企業誘致を進め、工場の集約化と活性化を図ります。

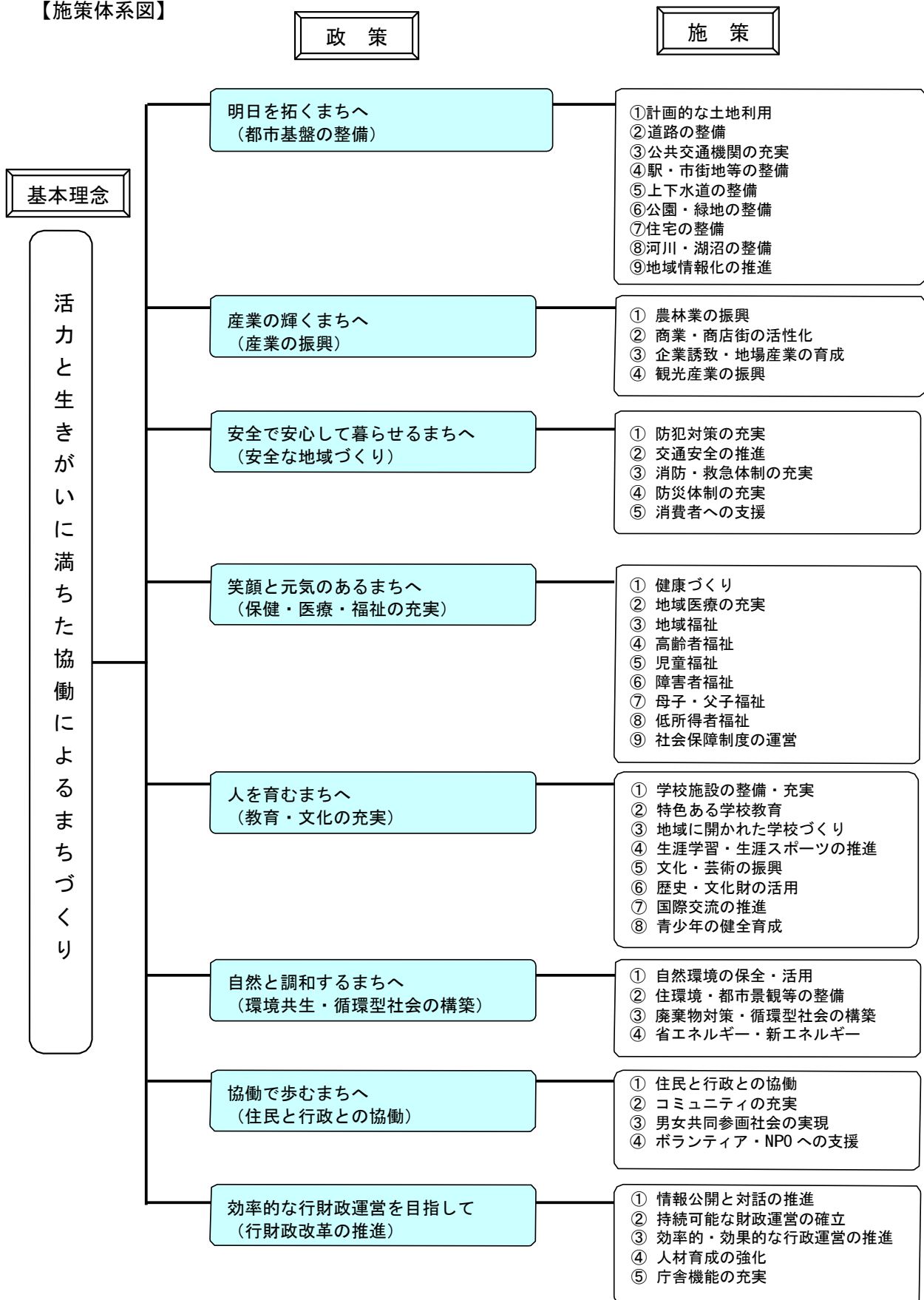
・ **環境保全・活用エリア**

自然環境の保全と共に、観光産業との連携など、その活用に努めます。



第3章 新市のまちづくり具体像

【施策体系図】



1. 明日を拓くまちへ（都市基盤の整備）

新市は、豊かな自然や条件の良い交通立地、魅力的な地域資源に恵まれ、発展の可能性を十分に有しています。さらに、つくばエクスプレスの開通や茨城空港の開港により、新たな地域づくりの展開が期待できます。

新市の持つ潜在力を大きく開花させ、産業の振興と住民生活の向上を図っていくには、幹線・生活道路や下水道、市街地の整備など公共資本の充実が欠かせません。

また、広域的な都市関連施設（ゴミ焼却施設・火葬場施設等）については、関係市町村と連携を取りながら整備促進に努めます。

都市基盤の整備は、明日を拓くまちへの必要条件といえるものです。

（1）主要施策

① 計画的な土地利用

自然との共生を基本とし、文化・歴史など地域ごとの特性を活かしたゾーニングを行うとともに、社会経済情勢に適合した合理的な土地利用を計画的に進めます。

また、地域の意向を踏まえた均衡ある土地利用と地域資源の有効活用を図るため、住民との協働による都市計画マスタープランの策定を進め、魅力ある生活空間を創造します。

② 道路の整備

地域内の幹線道路については、交通量の増大への対応と利便性・安全性の一層の向上を念頭に整備を図ります。

また、広域幹線道路の整備を計画的に行い、市内のネットワーク化を進めるとともに、市外との一層の交流を促進し、産業、観光、福祉、教育などへの波及効果を生み出します。

地域高規格道路である国道6号千代田石岡バイパスや国道355号玉里石岡バイパスなどについては、地域の基軸路線として早期完成を目指します。

常磐自動車道の石岡小美玉スマートインターチェンジの活用により、物流拠点の形成に努めます。

③ 公共交通機関の充実

高齢社会の到来を踏まえ、住民の足の確保と環境負荷を軽減する手段の一つとして、バスや電車など公共交通の充実を図ります。

施策の一つとして、移動制約者や交通不便地域の方々などが便利に移動できるよう、新しい公共交通の確立を目指します。

また、各地域の実情に合わせた公共交通を確保するとともに、JR常磐線や高速バスのダイヤの充実を促進します。

④ 駅・市街地等の整備

新市の顔となる石岡駅は、利用者の利便性や安全性に配慮したバリアフリー*の駅舎として整備します。併せて、交通の要衝として自動車や路線バス、公共交通との連携を図り、駅を拠点とした中心市街地の活性化を促進します。

また、高浜駅周辺は、アクセス道路を含め、自然環境に配慮しつつ一体的に整備し利便性の向上を目指します。

*バリアフリー・・・階段や段差など障壁となるものを取り除き、利用しやすくすること。

⑤ 上下水道の整備

水は住民生活や産業活動にとって欠かせません。このため、水源の確保には万全を期すとともに、水道施設の整備を進め、安全で安定した水道水の供給に努めます。

人と自然が共存する美しいまちを創り、公共用水域の水質を保全するためには、生活排水の効率的な処理による水質確保が重要です。このため、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の各事業を「生活排水ベストプラン」に則した形で導入し、清潔で住みよい環境づくりを行います。

⑥ 公園・緑地の整備

新市の豊かな水と緑を保全するとともに、住民や来訪者が身近にふれあい安らげる公園の整備を進めます。

また、市街地においても住民が安心して憩えるための都市公園を計画的に整備します。

⑦ 住宅の整備

まちの賑わいは、定住人口と大きな関わりを持っています。そのため、森林や農業地域などの土地利用との整合性を保ちながら、新市の自然環境を活かしたゆとりある住宅地や公共住宅の整備を行い、人口維持に努めます。

また、公共住宅の整備にあたっては、石岡市営住宅長寿命化計画に沿って計画的に進めます。

⑧ 河川・湖沼の整備

新市は、恋瀬川・園部川・山王川の河川が流れ、その水は霞ヶ浦へと注ぎ、市内全域がそこからの恵みを受けています。このかけがえのない財産を守るため、河川改修や水質保全対策を強力に進める一方、水辺環境を活かした親水公園やサイクリングロードの整備を行うなど、資源活用にも力を注ぎます。

⑨ 地域情報化の推進

情報通信ネットワークの普及に併せて、地域情報通信網を構築し、各種行政サービスの向上を図ります。特に福祉や防災については、住民と行政とが双方向で情報を伝達できるシステムづくりを行います。

また、行政情報の提供についても、即時性を活かした電子媒体など、利用者のニーズに応じた様々な情報通信手段を駆使し、積極的に行っていきます。

(2) 主な事業

主要施策	主な事業
① 計画的な土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画マスタープランの策定 ○統合型地理情報システムの導入 ○土地区画整理 ○市街地再開発
② 道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○広域幹線道路の整備 ○常磐自動車道石岡小美玉スマートインターチェンジの活用 ○地域高規格道路の整備促進 ○上曾・朝日トンネルの整備促進 ○生活道路の整備 ○歩道の整備 ○幹線道路の整備
③ 公共交通機関の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○新公共交通システムの確立
④ 駅・市街地等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○駅周辺の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・石岡・高浜駅周辺の整備
⑤ 上下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○上水道 <ul style="list-style-type: none"> ・配水管布設替工事 ○排水処理 <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の整備 ・合併処理浄化槽の設置 ・農業集落排水の整備
⑥ 公園・緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○公園・緑地の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園の整備 ・総合運動公園の充実 ○水と緑のネットワークの形成
⑦ 住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○石岡市営住宅長寿命化計画の運用 ○高齢者住宅等の支援
⑧ 河川・湖沼の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○親水公園の整備 ○水辺の環境創造
⑨ 地域情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域情報化 <ul style="list-style-type: none"> ・地域情報通信網の整備 ○行政の高度情報化 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設予約システムの導入 ・電子申請システムの導入

(3) 茨城県推進事業

- ・主要地方道石岡筑西線整備事業
- ・主要地方道笠間つくば線歩道整備事業
- ・都市計画道路若松行里川線整備事業
- ・一般県道石岡田伏土浦線整備事業

2. 産業の輝くまちへ（産業の振興）

地方分権が進む中、地域の自立は大きな課題の一つです。新市の自立を支え持続的に発展させていくためには、地域の産業と経済の均衡ある成長が必須です。

新市の主幹産業は、豊かな自然と大都市近郊の立地条件を活かした農業です。

一方、産業別総生産額から見ると、その大半は商業と製造業とで占められていて、商工業の振興も重要な課題です。

また、林業などの既存産業を守り育て、新たな産業を創造していくことが求められています。これらによって、新市が輝く産業のまちとなることを目指していきます。

（1）主要施策

① 農林業の振興

農道や用排水路、圃場整備などの農業基盤の整備を進め、併せて優良農地の保全と確保に努めます。

また、認定農業者の育成や新規就農者への支援強化など、担い手の育成を図るとともに、経営の安定と効率化及び生産意欲を高める施策を行います。さらに、地域ブランドの創出や安全で安心な農畜産物の安定供給と、情報のネットワーク化による消費の拡大にも努めます。

新市は多くの山林を有することから、森林の育成と保全体制の充実に努め、住民や来訪者の憩える場としての有効活用を促進します。

一方、体験農業や観光農業、グリーン・ツーリズム*などを通して、都市と農村の交流を促進し、魅力ある農林業の展開を目指します。

*グリーン・ツーリズム・・・都市生活者などが余暇を利用して農村に滞在し、農村・農林業の体験などを通して農村への理解を深める活動のこと。

② 商業・商店街の活性化

多様化する消費者ニーズに対応した魅力ある商環境を築くため、小売店や商店街活動の充実に向けて支援を行います。

また、商工会議所、商工会、TMO*などとの連携のもと、金利負担の軽減や融資制度の活用を図ることなどによって、商業の経営改善に努めます。

中心市街地については、中心市街地活性化プランに基づき、電線類地中化、駅周辺整備、バリアフリー化を進め、新市の顔としてふさわしい賑わいのある空間づくりを行い、まちの活性化を促進します。

*TMO・・・行政が策定した中心市街地活性化基本計画に沿って構想を策定し、行政の認定を受けて事業を推進するまちづくり機関。

③ 企業誘致・地場産業の育成

醸造業などの地域の地場産業に対して、人材育成や新製品開発、消費拡大のための支援を行い、地域ブランドの確立を目指します。

また、就業機会の創出と産業経済の拡大を図るため、優位な立地条件にある工業団地への企業誘致を継続的に進めるとともに、新たな優良企業の進出に備え、物流拠点などの整備を積極的に推進します。

さらに、地域の中で成長してきた企業の体質強化のため、融資制度や相談体制を充実させるほか、企業の環境保全への取り組みなどへの支援も行います。

④ 観光産業の振興

常陸風土記の丘、茨城県フラワーパーク、温泉施設「ゆりの郷」などの観光施設と自然環境を活かしたキャンプ場や国民宿舎「つくばね」を結ぶ周遊ルートを開き、観光資源としての魅力を高めるなど、誘客につながる施策を進めます。

また、体験型観光へのニーズが高まる中、地域の文化や豊かな自然、農業資源を活かしたグリーン・ツーリズムなどの普及に努め、交流人口の拡大を目指します。

さらに、国指定特別史跡の常陸国分寺跡・常陸国分尼寺跡、県内最大である舟塚山古墳、舞台懸け造りで有名な峰寺山西光院など多くの歴史遺産や、国内有数のスカイスポーツのメッカとされる地域特性を、観光資源として活用するとともに、筑波山や霞ヶ浦など知名度の高い自然環境をより有効に活かし、魅力ある観光地づくりに努めます。

(2) 主な事業

主要施策	主な事業
① 農林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○生産振興・ブランド確立 <ul style="list-style-type: none"> ・銘柄産地の育成 ○基盤整備 <ul style="list-style-type: none"> ・農道・林道の整備 ○担い手の育成 ○経営支援 <ul style="list-style-type: none"> ・農業制度資金の活用 ○優良農地の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・遊休農地の活用 ○林業振興 <ul style="list-style-type: none"> ・森林の整備 ○都市農山村交流 <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン・ツーリズムの推進 ○地産地消の推進
② 商業・商店街の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ○商店街の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化プランの推進 ・空き店舗対策 ・TMO事業の推進 ○商業振興 <ul style="list-style-type: none"> ・相談業務の充実 ○交流促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと文化ギャラリーの整備
③ 企業誘致・地場産業の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○企業誘致 <ul style="list-style-type: none"> ・工業団地への企業誘致 ○地域特産品の開発 <ul style="list-style-type: none"> ・アグリビジネス*の育成
④ 観光産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・国民宿舎改修事業 ○情報の提供・活用、地域のピーアール <ul style="list-style-type: none"> ・観光ネットワークの形成 ・フィルム・コミッション*の推進

*アグリビジネス・・・・・・・・・・農業生産を基本に加工や販売、サービスを組み合わせた農業関連産業。

*フィルム・コミッション・・・・・・・・映画、テレビドラマ、CMなどのロケーション撮影を誘致したり、実際のロケをスムーズに進めるための活動のこと。

(3) 茨城県推進事業

<ul style="list-style-type: none"> ・田園空間整備事業（東筑波地区） ・田園交流基盤整備事業（八郷中央地区） ・畑地帯総合整備事業（三村地区）

3. 安全で安心して暮らせるまちへ（安全な地域づくり）

新市は温暖で自然災害の少ない平穏な地域ですが、交通事故や犯罪など突発的な出来事は減少していません。近年は様々な悪質・凶悪な事件が発生し、日常における安全への備えがますます求められています。

安全・安心なまちを目指して、住民と行政、そして関係機関が連携して地域ぐるみの活動を行っていくことが大切です。

救急・消防・防災に関しては、体制・システムの充実や高度化への対応など総合的な取り組みが重要です。

（1）主要施策

① 防犯対策の充実

全国的に犯罪件数は増加しており、その内容は低年齢化、凶悪化の傾向にあります。そのため、市の防犯意識を高めるため啓発活動を進めるとともに、関係機関や地域の自治会と連携し、子ども 110 番や防犯パトロール、相談窓口を充実させるなどして、犯罪を未然に防ぐ体制の強化を図ります。

また、街路灯、防犯灯など防犯設備の設置にも努めます。

② 交通安全の推進

住民が安全に移動できる環境は、車にとっても良い環境となります。このため、円滑な車両通行と安全確保を目指して、道路の拡幅や歩道の設置、交差点の改良を行うなど、歩行者サイドに立った、安全で安心な道路環境を整えていきます。

また、交通安全に対する住民意識の啓発や交通安全施設の整備など、幅広い事故防止活動に努めます。

③ 消防・救急体制の充実

住民が安全な生活を送るため、予防査察の徹底を図るなど総合的な消防力の強化に努めます。特に、本署・分署の適正配置を行うことによって、地域格差を生じさせない、しかも迅速に対応できる体制を整えます。

また、都市化の進展に伴い火災は複雑かつ大規模化の傾向にあるため、これらの備えを強化します。

一方、初期消火の観点から、消防団活動やポンプ車などの消防施設の充実を図り一層の強化に努めます。

消防水利については、地域事情に則した計画に基づいて適正に配置します。

救急業務においては、高規格救急車の配備の拡充と救急救命士の養成を進め、関係医療機関との連携を強化し、救命率の向上を図ります。

④ 防災体制の充実

火災予防運動や防災訓練などを通して、災害に対する住民意識の啓発に努めるほか、自主防災組織の育成に努め、住民参画のもと地域一元となって防災対策を進めます。

また、正確かつ迅速な情報伝達が可能な防災情報システムづくりを進め、住民との防災情報の共有化を図ります。

避難所を確保するとともに、公共施設の耐震性調査や急傾斜地域の危険個所の調査を行い、必要に応じた対策を段階的に進めていきます。

さらに、大規模災害時におけるライフライン*確保のため、関係機関との連携強化を図る一方、飲料水確保のための耐震性貯水槽の整備にも努めます。

*ライフライン・・・電気、ガス、水道、電話、食糧流通など生命、生活を支えるシステム。

⑤ 消費者への支援

社会環境の変化による消費者問題の複雑化・多様化に対応し、消費者の正しい知識と判断による主体的な行動を促していくための対策について充実を図ります。

また、インターネット取り引きに係るトラブルをはじめ、複雑で多様化する消費者トラブルを解決するため、消費生活センターの充実を図り、消費者への情報提供や消費者教育・啓発に努めます。

(2) 主な事業

主要施策	主な事業
① 防犯対策の充実	○防犯設備の拡充 ・街路灯・防犯灯の設置 ○防犯組織の充実
② 交通安全の推進	○道路・歩道の整備 ・危険箇所の改修 ○交通安全施設の整備 ・道路照明灯設置 ○意識啓発等 ・交通安全教育の推進
③ 消防・救急体制の充実	○施設整備 ・消火栓、防火水槽の増設、改修 ・耐震性貯水槽の設置 ○機能向上 ・高規格救急車の配置 ○人材育成 ・救急救命士の育成
④ 防災体制の充実	○防災計画 ・地域防災計画の策定と推進 ・防災マップの作成 ・避難場所誘導標識の整備 ○防災体制システム ・防災情報ネットワークの整備
⑤ 消費者への支援	○相談業務の充実 ・消費生活センターの拡充 ○消費者保護の充実

4. 笑顔と元気のあるまちへ（保健・医療・福祉の充実）

最長寿国の我が国において、近年は元気で活動的に暮らす「健康寿命」が注目され、生活習慣病の予防が大きな鍵となっています。住民の健康づくりを支援し、誰もが生きがいを持って暮らせるよう、保健・医療・福祉の総合的なシステムづくりが大きな課題となっています。

笑顔と元気のあるまちの実現に向けて、一人ひとりの自覚と実践を積み重ね、少子高齢化社会に対応した体制の構築が急がれています。

また、福祉サービスや健康づくり、子育て支援など専門性ときめ細かな対応が求められる中、制度と体制の充実にも目を向けなくてはなりません。

（1）主要施策

① 健康づくり

疾病を予防し、健康を維持していくためには、病気に対する知識と身体の定期検査が不可欠です。特に、生活習慣病や三大疾病などの早期発見・早期治療は「健康寿命」の伸長に欠かせないことから、検診の受診率の向上を図り、老人保健事業をより充実させます。

また、住民一人ひとりの身体と心の健康づくりのため、一層の啓発を進めることによって、保健師や理学療法士など、健康づくりを支える専門家を確保し、併せて健康づくりの自主グループを育成します。

② 地域医療の充実

住民の地域医療へのニーズに応えるため、地域医療機関における診療情報の共有化や診療科目の拡充、在宅医療の整備など地域医療体制及び救急医療体制の充実に努めます。

また、地域内高度医療への対応については、高度医療機関との連携強化や総合病院の機能を有する医療機関の誘致を検討します。

③ 地域福祉

地域の住民同士や医療・福祉に携わる者が相互に支え合って、高齢者や障害者などを見守り介護する地域ケアシステムの充実に努めます。

また、専門職員やボランティアなどマンパワー*の確保に努め、行政と民間事業者、NPOなどとの連携を強化し、きめ細かな福祉サービスを実現させます。

さらに、地域福祉の拠点づくりと合わせ、すべての人が使いやすい施設や機具を設置・奨励するなど、ユニバーサルデザイン*のまちづくりを目指します。

*ユニバーサルデザイン・・・障害の有無や年齢、性別、国籍にかかわらず、誰もが使いやすい施設、製品、環境等のデザインのこと。

*マンパワー・・・・・・人間の労働力。人力。

④ 高齢者福祉

高齢者が、住み慣れた家で自立した生活が送れるよう、在宅福祉サービスを充実させます。具体策として、ホームヘルプサービスやデイサービスなどの提供を図るほか、地域の実態やニーズに応じたサービスを提供します。

また、介護予防総合支援事業の促進や認知症の予防対策の強化を目指します。

一方、高齢者の社会参加活動を促すため、シルバー人材センターや老人クラブなどの支援に力を注ぐとともに、各種学級や講座を拡充するなど学習機会の提供に努めます。

⑤ 児童福祉

少子化による地域社会の変化に対応するため、行政や地域・企業が共通認識を持ち、お互いが補完し合うシステムをつくります。

それをもとに、育児休業制度や保育事業・学童保育の充実や関係機関のネットワークを設置し、児童の相談支援に関する体制の整備・充実に努めるなど、子育てしやすい環境づくりを進め、次代を担う子どもたちが健やかに成長するための支援を行っていきます。

また、次世代育成支援のための行動計画を策定し、地域に合った子育て支援のための環境整備に努めます。

⑥ 障害者福祉

道路や公共施設などのバリアフリー化を進めるとともに、各種支援制度を充実させ、誰もが生き生きと暮らせるノーマライゼーション*のまちづくりを目指します。

また、支援費制度の適切な運用によって、在宅サービスの向上を図るとともに、障害者の生活を支援するため、各種福祉サービス利用などの相談・援助を行うほか、必要に応じ施設整備にも努めます。

また、障害者の地域活動や就業機会などを提供、社会参加を促進します。

*ノーマライゼーション・・・高齢者も若者も、障害者もそうでない者も、すべての人が普通の生活を送るため、共に暮らし、共に生きていくような社会が正常であるという考え方。

⑦ 母子・父子福祉

母子・父子家庭が抱える問題に対し、実情に応じたきめ細かな対応が図れるよう、相談指導体制の充実に努めます。

さらに、自立促進のため、児童扶養手当などの各種支援制度の周知と利用促進を進めます。また、就業機会の拡充や就労相談などによる支援体制の整備を目指します。

⑧ 低所得者福祉

生活保護世帯の経済的な自立と生活意欲の向上を促すため、民生委員や各種相談委員との連携を密にして、情報の提供や生活相談・指導の強化を目指します。

また、各々の世帯が抱える問題に適切に対応するため、生活保護法の運用や諸制度の効果的な活用を図ります。

⑨ 社会保障制度の運営

保健・医療・福祉の連携のもと医療費の軽減化を図るため、疾病予防、健康づくり運動を実施するなど、国民健康保険事業の充実に努めます。

また、国民健康保険税の納付意識を向上させることによって収納率を高め、財政基盤の強化を目指します。

国民年金の適用対象者に対して、広報紙などで積極的に加入を促し、国民年金制度の円滑な運営に努めます。

社会問題化してきた介護を社会全体で支えていこうという介護保険制度の趣旨を住民に周知するため、広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、介護保険事業計画の着実な推進を図ります。

また、適切かつ良質な介護保険サービスを円滑に提供するため、日頃から各サービス提供事業者との連絡・調整を一層密にするとともに、利用者への情報提供に努めます。

(2) 主な事業

主要施策	主な事業
① 健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防接種事業 ○ 母子保健事業 ○ 老人保健事業 ○ 保健施設の整備・充実 ○ 人材確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健師・理学療法士・精神保健福祉士等の確保
② 地域医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域医療体制の充実 ○ 乳幼児医療の支援 ○ 高度医療への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度医療機関との連携 ○ 総合病院の誘致
③ 地域福祉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉計画の策定 ○ 地域ケアシステム推進事業 ○ 社会福祉協議会・在宅介護支援センターの充実 ○ マンパワーの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門職員やボランティア等の確保・育成 ○ すべての人にやさしいまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・ ユニバーサルデザインの推進
④ 高齢者福祉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅福祉・在宅介護の充実 ○ 元気な高齢者の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ シルバー人材センターの運営支援 ○ 介護予防・認知症予防 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防総合支援事業の促進 ・ 認知症予防フォーラムの実施
⑤ 児童福祉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育事業の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定・延長・一時保育の実施 ○ 子育て支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談・指導体制の充実 ○ 児童虐待問題の防止・対応 ○ 放課後児童健全育成事業の充実 ○ 保育所の統合・整備

⑥ 障害者福祉	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活の援助 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改造費の支援 ○社会参加支援 <ul style="list-style-type: none"> ・在宅心身障害者の福祉作業所運営 ○施設の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉施設の充実 ○住民の意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ノーマライゼーション理念の普及 ○精神保健福祉事業（心の相談・精神デイケア）
⑦ 母子・父子福祉	<ul style="list-style-type: none"> ○生活の安定と自立支援 ○情報・相談体制などの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子家庭の相談
⑧ 低所得者福祉	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援体制の充実 ○自立支援
⑨ 社会保障制度の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○健全な事業運営 <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険財政の健全化 ・国民年金の加入促進 ・介護保険の円滑な運営

5. 人を育むまちへ（教育・文化の充実）

それぞれの風土と文化とが融合した新市は、数多くの歴史・文化遺産を有しています。

地域が人を育て人が伝統を築いていく中、次代を担う子どもたちの教育には、情報化や国際化、環境問題などこれからの社会情勢に対応したプログラムを組み込んでいくことが重要です。

新市では、家庭・学校・地域の連携による教育環境づくりや住民の学習意欲に応える生涯学習の推進が期待されます。

また、地域の史跡や文化財、文化芸術活動を伝承・育成し、地域への愛着を深めていくことは新市の一体化を進める上でも大切なことです。

（1）主要施策

① 学校施設の整備・充実

整えられた教育施設は、児童生徒の学習意欲を高めます。このため、施設の耐震診断や耐力度調査を行い、必要に応じた改修・大規模改造・改築等を年次計画に沿って進めます。

また、運動施設の充実を図るほか、学校給食については、調理施設を整備するとともに、地場産品を使った安全で安心な給食の提供に努めます。さらに、国際化や情報化に対応した教育の推進や学校のネットワーク化を進めます。

② 特色ある学校教育

豊かな感性を育むため、多様な経歴を持つ社会人を講師とした校内外学習を行うなど、各学校の独自性を尊重し、児童生徒の生きる力を養います。

IT化に対応できる情報教育を充実させるとともに、国際感覚を養うためAET*による英語教育などを行っていきます。

障害のある児童・生徒などの学習活動の支援や不登校児童生徒への適切な対応のために、学校・家庭・関係機関が連携した地域ぐるみで支援していく教育体制を整えます。

*AET・・・・・・・・・学校で英語学習を助ける英語を母国語とする外国人の先生。(Assistant English Teacher の略称)

③ 地域に開かれた学校づくり

地域の諸活動に学校施設を利用するとともに、就学前児童や高齢者とふれあえる拠点とするなど、学校の地域開放を広げます。

また、子どもたちの交通安全や防犯などについて保護者と一体となって取り組むほか、学校評議員制度を有効に活用して、PTAだけでなく地域ぐるみで学校づくりを進めます。

④ 生涯学習・生涯スポーツの推進

住民が、いつでも・どこでも身近に学習できるよう、生涯学習の拠点として公民館活動を充実させ、地域住民の自主的な活動を支援します。

利用者が多く見込まれる図書館等については、各地域の施設を充実させるとともに、どこからでも蔵書の検索や図書予約ができるネットワークシステムを確立します。

各地域で体育施設の充実に努める一方、利用予約などのネットワーク化を図り、身近にスポーツに親しめる環境を整えます。

各地域で行われているスポーツ行事をさらに充実させ、地域コミュニティの活性化につなげます。

⑤ 文化・芸術の振興

それぞれの地域の貴重な文化、伝統芸能、お祭り、芸術の保護・活用に努める一方、これらをネットワークで結び、新市の一体感の醸成と芸術文化活動の活性化を図ります。また、文化熱が高まる中、住民の自主的な組織づくりや文化活動を積極的に支援するとともに人材の育成にも努めます。

⑥ 歴史・文化財の活用

常陸国分寺跡や常陸国分尼寺跡、茨城県内最大の舟塚山古墳など国指定の特別史跡や国指定有形文化財の善光寺楼門、峰寺山西光院などの歴史・文化財の保全保護に努め「歴史の里」としてのアイデンティティ*を高めます。

これら史跡の保護保存と周辺整備を行うとともに、歴史探訪ルートを設定し、説明案内板の設置や歴史案内ボランティアなどによって、地域内外の多くの人が学び、楽しめるような学習スポットにします。

また、文化財マスタープランに基づき豊富な埋蔵文化財の発掘調査を計画的に行い、出土した文化財や歴史民俗資料の整理・保管・展示を充実させます。

*アイデンティティ・・・独自性、主体性。

⑦ 国際交流の推進

外国人向けの案内標示やパンフレット等を充実させるとともに、住民主体による国際交流を進めるなどして相互理解を深め、国際協調の意識の啓発を図ります。

⑧ 青少年の健全育成

青少年センターの体制と機能を強化し、21世紀の地域を担う青少年一人ひとりが、心身ともに健やかにたくましく成長するため、学校外活動の充実や有害図書販売の制限等の環境浄化を図るとともに、悩みやストレスを解消するための相談窓口の設置を進めます。

また、青少年相談員をはじめ関係機関と連携を密にし、地域ぐるみで青少年の健全育成を目指します。

(2) 主な事業

主要施策	主な事業
① 学校施設の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・学校耐震診断と改修 ・耐力度調査と改造・改築 ・給食センター改築事業 ・校内LANの設置
② 特色ある学校教育	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園教育の充実 ○総合学習事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・人権・福祉・環境教育の推進 ・情報教育の充実 ○学校図書館の充実 ○障害児の学習支援 <ul style="list-style-type: none"> ・情緒障害学級の設置 ○心の相談窓口の充実
③ 地域に開かれた学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営参加 <ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員制度の活用 ○勤労、福祉等の体験活動の推進
④ 生涯学習・生涯スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○図書館の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・図書検索システムの導入 ・図書館の整備とネットワーク化 ○生涯スポーツの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・体育施設の整備 ○指導者の育成 ○公民館文化講座の充実
⑤ 文化・芸術の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・複合文化施設の整備 ○文化・芸術活動の支援
⑥ 歴史・文化財の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財マスタープランの活用 ○歴史・文化財の研究・保存・整備 <ul style="list-style-type: none"> ・遺跡や史料の調査収集 ・史跡等の整備 ・郷土資料展示施設・博物館等の整備促進 ・文化財を活用した都市交流
⑦ 国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○国際交流の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市民団体への支援 ○外国人への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・外国語表記の各種案内板・ガイドブックの整備
⑧ 青少年の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ○地域教育の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども会の育成 ○青少年育成団体等の支援

6. 自然と調和するまちへ（環境共生・循環型社会の構築）

環境問題や地球温暖化への対策が人類共通の課題となっています。その対策としてごみの減量・廃棄物の再利用・リサイクルや自然エネルギーの導入などが世界的に広まりつつあります。

新市は、日本第二の湖・霞ヶ浦と関東の名山・筑波山など豊かな自然に恵まれています。これからの課題は、これらの自然を次代への財産として引き継ぎ、持続可能な地域資源として生活や産業の中で大切に活用していくことです。

（1）主要施策

① 自然環境の保全・活用

新市の山や河川・湖などを、次代に引き継ぐ遺産として守るため、水質・土壌・大気などの汚染防止と環境保全に努めながら、よりよい環境づくりを目指していきます。

また、関係機関と連携を図りながら、不法投棄対策にも積極的に取り組んでいきます。

これらの自然環境はその保全と併せて、子どもたちの教育や住民の生涯学習・スポーツの場として活用していきます。

また、グリーン・ツーリズムやフィルムコミッションなどを通じて、地域資源のピーアールに努め、地域間交流を進めます。

② 住環境・都市景観等の整備

美しい自然や落ち着いたある歴史風土にふさわしい街並み景観を形成していくために、住民参画のもと、景観条例の適正な運用を図ります。

また、地域ごとの産業や暮らし方に適した住環境・都市景観づくりを推進していきます。

③ 廃棄物対策・循環型社会の構築

廃棄物対策の三原則といわれるごみの減量・粗大ごみなどの再利用・資源ごみのリサイクル意識を住民の中に広く浸透させて、地域ぐるみ・事業所ぐるみの実践活動を促します。

また、産業面においても減農薬農業の促進や畜産農家と耕種農家を連携させることによって、堆肥や^{きゅうひ}厩肥の有効利用を図るなど自然環境に配慮した、環境保全型農業・地域循環型農業の展開を促進します。

環境マネジメントシステム（ISO14001）を導入し、継続的に地域の環境改善に取り組んでいきます。

④ 省エネルギー・新エネルギー

地域の環境に負荷をかけ、地球温暖化の主因とされる化学石油燃料（石油・天然ガス等）の利用削減を進めるとともに、太陽光・熱やバイオマスなど、自然エネルギーの導入を促進します。この実現のため、行政や教育機関などが率先して実行するほか、事業所や家庭への導入を支援していきます。

(2) 主な事業

主要施策	主な事業
① 自然環境の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ○環境基本計画の策定 ○自然環境の保全・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・水辺環境の浄化対策
② 住環境・都市景観等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○都市景観づくり <ul style="list-style-type: none"> ・景観条例の適正な運用 ○地域の特徴ある街並みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・花いっぱい運動の推進 ・電線類地中化事業
③ 廃棄物対策・循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ減量・再利用・リサイクルの推進 ○環境保全型農業の推進 ○環境マネジメントシステム（ISO14001）の運用
④ 省エネルギー・新エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ○新エネルギーの導入 <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス・ステーション*の整備

*バイオマス・ステーション・・・動植物など生物由来の有機性物質から、電気や熱、液体燃料などのエネルギーを取り出したり堆肥などを作る施設。

7. 協働で歩むまちへ（住民と行政との協働）

地方分権が実践段階を迎え、地域の自立がますます求められてくる時代です。そのためにも、住民が行政に主体的にかかわり、計画や政策を練り上げていく段階から積極的に参画していくことが大切になります。

それらを実現していくには、広報の強化などによる情報の共有と地域コミュニティの充実、男女共同参画社会の実現に向けての取り組み、ボランティア・NPOへの支援など多面的な対応が必要です。新たな時代を切り開くキーワードとして「協働」の2文字が、いま着目されています。

（1）主要施策

① 住民と行政との協働

分権時代に入り地方自治体の自己決定と自己責任が求められるなか、限られた財源で、効果的な施策や住民サービスを行うため、住民がそれらの計画・実施・検証へ参画できるシステムづくりを目指します。

公募による各種審議会や委員会への住民参画を図るとともに、計画策定や施策の実施にも住民が参画し、一方でボランティアなどにより公共サービスの一端を担うなど、サービスの生産と提供との両面から協働を進めます。

それらを実効性のあるものとするため、住民と行政の情報の共有を一層進めていきます。

② コミュニティの充実

コミュニティは、住民一人ひとりの生活基盤であるとともに、その活動がまちづくりにつながっています。

住民が力を合わせて新しい課題に取り組み、知恵を出し、汗を流し合うことで、地域の環境が少しずつ改善され、まちへの愛着が膨らんでいきます。このことから、コミュニティと行政の役割分担が、ますます重要となってきます。

このため、コミュニティをさまざまな地域課題を解決する活動の基礎単位と位置づけたうえで、行政が行うべきもの、住民が担うべきもの、さらには住民と行政が協働すべきものに分けて、コミュニティの役割を際立てていきます。

③ 男女共同参画社会の実現

男性と女性が互いに人権を尊重し、喜びや責任を分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は新市の大きなテーマです。このため、指針となる計画や条例を策定し、住民と行政が一体となって進む体制づくりに努めます。

また、職員の男女共同参画意識を高める一方、各種審議会等に女性の登用を進め、女性の視点・意見を反映させるまちづくりを行います。

各種講演会や女性セミナー等を実施し、住民への啓発を図るとともに、各種団体の支援と連携を強化します。さらに、最近増加しているDV問題*などの相談窓口を充実させ、関係機関と連携のもと問題解決に努めます。

*DV問題・・・配偶者やパートナーに対する暴力問題。

④ ボランティア・NPOへの支援

ボランティア・NPO*と行政がより密接な連携を保ち、住民生活に直接関係の深い分野を中心に、協働して施策の推進を図っていきます。

また、情報の提供などボランティア・NPOが活動しやすい環境整備を進めるとともに、ボランティア・NPOに対する理解を深めるための普及啓発活動を積極的に展開します。

*NPO・・・教育、文化、医療、福祉、国際社会など、様々な社会的活動を行う非営利・非政府の民間組織。

(2) 主な事業

主要施策	主な事業
① 住民と行政との協働	○組織・人材育成 ・まちづくり団体の育成 ・まちづくりシステムの確立 ・人材バンクの活用
② コミュニティの充実	○コミュニティ活動の支援 ○地域振興基金造成
③ 男女共同参画社会の実現	○男女共同参画の推進 ・行動計画の策定・条例等の整備 ・各種審議会等委員への女性の登用 ○女性問題相談窓口の充実
④ ボランティア・NPOへの支援	○施設の整備 ・ボランティアセンターの整備 ○ボランティア団体等への支援 ○ボランティア登録制度の導入

8. 効率的な行財政運営を目指して（行財政改革の推進）

地方行財政改革の進む中、新市の財政は厳しいものとなることが予測されます。限られた予算で最大限の効果をあげる行財政運営こそ、合併した新市に求められる最大のテーマです。

時代の変化に即応した効率的で機能的な行政経営を目指し、計画的な事務事業の推進、行政評価システムの確立、民間活力の活用などによるまちづくりを進めます。

また、合併の効果を最大限発揮できる行政体制の構築や、情報通信技術を活用した行政運営システムの整備も急がれます。

（1）主要施策

① 情報公開と対話の推進

市政情報をインターネットにより迅速に提供するとともに、情報コーナーの設置や広報紙の充実を図り住民との情報の共有化に努めます。

また、行政の透明性の確保と行政としての説明責任を果たすため、情報公開と個人情報の保護との関係に十分配慮しつつ、開かれた市政を目指します。

一方、施策の形成過程において、ワークショップなどの手法やパブリックコメント制度*及び人材登録制度を活用するなどして、市政運営への住民参画を進めます。

さらに、市政モニター制度の継続や「市政の出前講座」及び「市政懇談会」の開催などによって広聴活動を充実させるほか、インターネットなど新たな通信媒体を活用した住民との対話による市政に力を注ぎます。

*パブリックコメント制度・・・重要な施策などを立案する際に、その案を広く住民に公表し意見を募り、その意見を案に活かせるかを検討した結果と市の考え方を公表する制度。

② 持続可能な財政運営の確立

景気の低迷と国優位の三位一体改革が重なって、地方財政は極めて厳しい局面に立たされており、自主財源の確保などの財政基盤の確立が喫緊の課題となっています。

こうした財政状況を踏まえ、適確な将来予測に立って中期・長期の財政計画を策定します。これを基に、真に必要な施策が何かを慎重に見極めるなど、事務事業の峻別を図ることによって、将来にわたって自立できる財政運営を目指していきます。

また、財政の硬直化を防ぐため、事業等の外部委託や民間委譲などを進め、経常経費の削減に努めます。

③ 効率的・効果的な行政運営の推進

少ない経費でより高い水準の行政サービスの提供と総合的な行政の推進を図るため、費用対効果を基本とする経営的な感覚を採り入れた行政運営に努めます。

また、住民ニーズの多様化・高度化に対応するため、組織機構のスクラップ・アンド・ビルド*を進め、弾力的で横断的な体制を整えるとともに、意思決定単位の小規模化を目指します。さらに、職員定員管理適正化計画に基づく簡素で効率的な執行体制の整備を図り、合併効果へとつなげます。

なお、施策の実施に当たっては、常に計画・実施・評価・改善といったマネジメントサイクル*を機能させるとともに、数値や質的な達成目標の設定や、住民参画による行政評価システムの導入にも取り組み、住民への説明責任の明確化を図っていきます。

*スクラップ・アンド・ビルド・・・新設（ビルド）にあたっては、同等の廃止（スクラップ）を条件とし、純増を認めないという等価交換による膨張抑制の管理手法。

*マネジメントサイクル・・・事業の結果を客観的な指標に基づいて評価し、評価結果を改善に結び付けていくという、一連の経営管理の流れ。

④ 人材育成の強化

「自己決定・自己責任」が求められる地方分権型社会は、職員の政策形成能力や管理能力、専門的知識を向上させることで住民サービスに大きな効果を生み出します。この人事管理と人材育成のため、職員に対する職場内研修や職場外研修の充実・強化を図るほか、階層別研修・専門研修など研修体系を確立します。併せて、業務に対する意欲・能力の高い人材の採用・登用を促進するため、能力・業績を重視した人事評価システムの制度化を行うとともに、職員の持つ潜在的な能力を開発し、それらが十分発揮できるよう努めます。

⑤ 庁舎機能の充実

電子自治体化を進め、迅速な事務処理の遂行と情報の提供により、地域格差のない住民サービスに努めます。

企画・管理部門を集中させることで小さく強固な組織とし、住民生活に直結する部門を充実させて、窓口サービスの維持向上を図っていきます。

また、休日であっても、住民票や印鑑証明などの交付が受けられるような体制の強化に努めます。

さらに、地域の声を反映させるため、地域や自治会などとの連携を強化することによって、地域の特性を尊重したサービスにも努め、地域と行政の一体化を進めます。

新市の庁舎については、建て替えを進めている本庁舎と既存施設を有効活用するとともに、住民サービスの低下を招かないよう、電子ネットワークの充実など必要な整備を図ります。

(2) 主な事業

主要施策	主な事業
① 情報公開と対話の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○情報公開 <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙・ホームページの充実 ○対話の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市政懇談会・出前講座の開催 ・広聴の充実
② 持続可能な財政運営の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○中長期財政計画の策定 ○財政改革の推進 ○民間活力の活用
③ 効率的・効果的な行政運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○職員定員管理適正化計画の作成 ○各種システムの導入 <ul style="list-style-type: none"> ・行政評価システムの導入 ・公共施設予約システムの構築
④ 人材育成の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○職員研修の充実 ○人事交流の推進
⑤ 庁舎機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎の建て替えと既存施設の有効活用 ・電算システムの整備 ○電子自治体の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・各種証明書の電子発行

第4章 新市における茨城県の推進事業

(1) 茨城県の役割

茨城県は、新市と十分に連携し、新市建設計画を総括的かつ計画的に推進するため、新しいまちづくりに向けた取組みを積極的に支援していきます。

(2) 新市における茨城県の事業（再掲）

政策区分	主な事業
1. 明日を拓くまちへ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要地方道石岡筑西線整備事業 ・ 主要地方道笠間つくば線歩道整備事業 ・ 都市計画道路若松行里川線整備事業 ・ 一般県道石岡田伏土浦線整備事業
2. 産業の輝くまちへ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田園空間整備事業（東筑波地区） ・ 田園交流基盤整備事業（八郷中央地区） ・ 畑地帯総合整備事業（三村地区）

第 5 章 公共施設の統合整備

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、かつ地域間のバランス・特徴・住民の利便性、財政事情等を考慮するとともに、住民意向を尊重しながら逐次検討・整備を進めていく方針です。

既存施設を可能な限り有効活用し、新たな公共施設については、合併後の中・長期的な財政状況を展望し、事業の効果や新たな維持管理コストの発生などを十分考慮して、効率的な整備に努めます。

保育所及び幼稚園、小・中学校については、園児・児童・生徒数の将来見通しを勘案して、適切な環境整備を進めるとともに、計画的な施設の統合・整備を図ります。

新市の庁舎については、建て替えを進めている本庁舎と既存施設を有効活用するとともに、住民サービスの低下を招かないよう、電子ネットワークの充実など必要な整備を図ります。

第 6 章 財政計画

1. 基本的な考え方

財政計画の策定にあたっては、財政の健全性を維持することを基本とし、現行の行財政制度、経済状況をもとに、合併に伴う変動要因等を加味して推計します。

歳入・歳出それぞれ各項目ごとに、現況や過去の実績、経済情勢等を加味しながら、合併特例債をはじめとする国・県の財政支援制度を有効に活用し、併せて人件費、物件費等の経常経費の削減に努めます。

2. 歳入

(1) 地方税

過去の実績と今後の経済見通し等を踏まえ、人口の推移を勘案しながら見込んでいます。

(2) 地方交付税

現行制度に基づき推計しています。また、普通交付税の算定の特例（合併算定替）や合併にかかる交付税措置を見込んでいます。

(3) 国庫支出金・県支出金

過去の実績等に基づき推計しています。また、新市の施策展開分や合併にかかる財政支援等を見込んでいます。

(4) 繰入金

年度間の財源調整や新市の施策展開のため、財政調整基金等からの繰り入れを見込んでいます。

(5) 地方債

新市建設計画事業に伴う合併特例債・通常債の発行を見込んでいます。

(6) その他

地方譲与税、各種交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入等を、過去の実績等を勘案して見込んでいます。

3. 歳出

(1) 人件費

職員数の適正化等による減少分を見込んでいます。

(2) 扶助費

過去の実績や少子高齢化の進行に伴う影響等を見込んでいます。

(3) 公債費

既存の借入れに対する償還額と、合併後の新市の施策展開に伴う特例債・通常債の発行による償還見込み額を、併せて見込んでいます。

(4) 物件費

行財政運営の効率化の推進による事務経費削減効果を見込んでいます。

(5) 補助費等

公益性の観点に立った見直しによる経費削減効果を見込んでいます。

(6) 普通建設事業費

現行の制度を基本とし、新市の施策展開に伴う普通建設事業費を見込んでいます。

(7) その他

維持補修費や繰出金等を、過去の実績等を勘案して見込んでいます。

4. 歳入・歳出の見込額

(単位:百万円)

【歳入】	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
地方税	9,592	9,649	10,606	10,587	10,193	10,022	9,972	9,705	9,822	9,721	9,704	9,728	9,780	9,652	9,679	9,724	9,625	9,593	9,551	9,374	9,343
地方譲与税	829	1,141	538	519	489	474	467	437	416	404	404	404	404	404	404	404	404	404	404	404	404
各種交付金	1,365	1,356	1,183	1,124	1,070	1,047	981	932	966	981	1,038	1,295	1,418	1,418	1,418	1,418	1,418	1,418	1,418	1,418	1,418
地方交付税	5,832	5,563	5,310	5,413	5,910	6,512	8,170	6,562	6,105	6,079	7,303	6,368	6,192	5,643	5,500	5,347	5,372	5,310	5,241	5,264	5,236
分担金及び負担金	357	322	302	311	308	328	300	315	298	294	294	294	294	294	294	294	294	294	294	294	294
使用料及び手数料	744	608	447	446	415	404	389	376	388	375	379	381	382	382	382	382	382	382	382	382	382
国庫支出金	1,882	2,046	2,221	2,244	4,709	4,771	4,903	4,131	3,979	4,212	4,261	3,823	3,978	4,434	4,152	4,395	3,917	3,942	3,967	4,121	4,147
県支出金	1,220	1,236	1,333	1,482	1,993	1,618	1,769	1,660	1,678	1,745	1,758	1,770	1,781	1,792	1,802	1,814	1,828	1,840	1,847	1,857	1,870
財産収入	22	15	28	40	40	76	50	69	70	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
繰入金	1,601	147	39	21	24	26	22	140	146	1,022	553	907	907	292	32	82	102	384	665	472	436
繰越金	801	627	834	871	827	1,132	1,457	2,458	1,464	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸収入 ・その他	897	838	762	737	856	2,003	841	823	783	682	772	772	772	772	772	772	772	772	772	772	772
地方債	1,641	2,496	1,650	2,088	3,176	3,313	3,331	3,756	3,714	2,873	2,921	2,720	3,488	4,328	3,949	3,936	2,020	2,020	3,146	3,608	3,115
歳入合計	26,783	26,044	25,253	25,883	30,010	31,726	32,652	31,364	29,829	28,709	29,408	28,483	29,417	29,432	28,405	28,589	26,155	26,380	27,708	27,987	27,438

(單位:百萬元)

【歲出】

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
人件費	6,076	6,071	6,084	5,942	5,719	5,457	5,257	5,066	5,142	5,123	4,983	4,932	4,932	4,930	4,926	4,918	4,887	4,873	4,880	4,877	4,878
扶助費	3,161	3,569	3,784	3,869	4,230	5,361	5,553	5,470	5,678	5,638	5,723	5,809	5,896	5,984	6,074	6,165	6,227	6,289	6,352	6,416	6,480
公債費	3,182	3,184	3,203	3,101	2,977	5,194	2,655	3,435	2,721	2,875	2,859	2,782	2,743	2,755	2,993	3,118	3,309	3,521	3,672	3,323	3,278
物件費	3,765	3,252	3,152	3,299	3,193	3,139	3,454	3,334	3,295	3,968	4,028	3,967	3,908	3,849	3,735	3,660	3,605	3,551	3,498	3,445	3,394
維持補修費	232	233	229	221	211	185	251	293	338	367	471	481	506	473	371	251	251	251	251	251	251
補助費等	2,932	2,634	2,501	2,372	3,703	2,039	1,884	2,117	2,487	2,492	2,219	2,225	2,807	3,167	3,167	2,831	2,139	2,139	2,139	2,139	2,139
繰出金	3,691	3,089	3,050	3,351	3,650	3,725	4,198	3,717	3,731	4,220	4,220	4,220	4,220	4,220	4,220	4,220	4,220	4,220	4,220	4,220	4,220
積立金	984	35	81	52	483	741	1,520	1,448	962	52	52	230	292	52	52	52	52	52	52	52	52
投資・出資 ・貸付金	81	73	104	164	170	190	190	172	145	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95
普通建設 事業費	2,052	3,070	2,194	2,685	4,542	4,238	5,233	4,848	3,851	3,879	4,758	3,742	4,018	3,907	2,772	3,279	1,370	1,389	2,549	3,169	2,651
歲出合計	26,156	25,210	24,382	25,056	28,878	30,269	30,195	29,900	28,350	28,709	29,408	28,483	29,417	29,432	28,405	28,589	26,155	26,380	27,708	27,987	27,438